

平成 26 年 6・7 月分 施設利用申込のご案内

【研修室、ホールなど（第 1～第 4 集会室を除く）】

女性団体

女性団体は、下記のすべての条件を満たす必要があります。

- ①塾・教室等の営利が発生する団体でなく、女性のための社会教育活動を行っていること。
- ②代表者が女性であること。
- ③団体の構成員の過半数が女性であること。

男女平等参画推進団体

男女平等参画推進団体は、下記のすべての条件を満たす必要があります。

- ①「男女平等及び参画」、「女性の人権尊重」、「その他男女の平等・自立」の推進を団体の活動目的に掲げていること。（営利団体は除く）
- ②名古屋市の市域を中心に活動を行っていること。

施設を利用する日の 2ヶ月前（ホールは 6ヶ月前）の月の「利用調整会」から申し込みができます。
4月開催の「利用調整会」は下記のとおり 4月 2日（水曜日）に行います。

「利用調整会」当日は、利用調整会の対象月についての電話での仮予約はできません。その翌日からは電話での仮予約ができます。その場合、仮予約から一週間以内（月曜日に仮予約した場合は翌週の月曜日まで）に、書面にて申し込み手続きを行ってください。この手続きを怠った場合は、仮予約は失効となります。

〈利用調整会〉

開催月日	利用月	
	研修室・会議室・和室・視聴覚室等	ホール
平成 26 年 4 月 2 日（水）	平成 26 年 6 月分	平成 26 年 10 月分
5 月 1 日（木）	平成 26 年 7 月分	平成 26 年 11 月分

利用希望施設	受付時間	利用調整及び利用申込時間
大・中・小会議室、第 1～7 研修室第 1・2 和室、視聴覚室、生活科学研修室、託児室	9：00～9：15	9：15～10：30
大研修室、文化活動室、多目的室（ピアノのある部屋）	10：30～10：45	10：45～11：30
ホール	11：30～11：45	11：45～12：00

※利用希望施設によって、受付時間が違いますのでご注意ください。

※受付時間内に受付をされなかった団体は、調整会に参加できません。

※ホール等のご利用にあたって、大きな音量を出されるなど、他の利用の妨げとなるときは、ご利用をご遠慮いただく場合があります。

裏面へ

一般団体

一般団体とは、塾・教室等の営利が発生する団体ではなく、かつ、女性団体・男女平等参画推進団体たる条件を満たさない団体です。

施設を利用する日の1カ月前（ホールは3ヶ月前）の月の開館日初日から申し込みができます。

電話による仮予約を行った場合は、仮予約から一週間以内（月曜日に仮予約した場合は翌週の月曜日まで）に書面にて、申し込み手続きを行ってください。この手続きを怠った場合は、仮予約は失効となります。

受付開始月日	利用月	
	研修室・会議室・和室・視聴覚室等	ホール
平成26年4月1日（火）	平成26年5月分	平成26年6月分
5月1日（木）	平成26年6月分	平成26年7月分

※ホール等のご利用にあたって、大きな音量を出されるなど、他の利用の妨げとなる場合は、ご利用をご遠慮いただく場合があります。

【第1～第4集会室】

女性団体、男女平等参画推進団体、一般団体を問わず、利用する日の2ヶ月前の月の「利用調整会」から申し込みができます。

4月、5月の「利用調整会」は下記のとおり行います。

「利用調整会」当日は、利用調整会の対象月についての電話での仮予約はできません。その翌日からは電話での仮予約ができます。その場合、仮予約から一週間以内（月曜日に仮予約した場合は翌週の月曜日まで）に、書面にて申し込み手続きを行ってください。この手続きを怠った場合は、仮予約は失効となります。

〈利用調整会〉

開催月日	利用月	受付時間	利用調整及び利用申込時間
平成26年4月2日（水）	平成26年6月分	13:30～13:45	13:45～15:00
平成26年5月1日（木）	平成26年7月分		